## 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク Green Energy''law''Network

<プレスリリース> 2007 年 1 月 30 日

RPS 法小委員会報告書骨子(案)への意見と今後の提言

## 地球温暖化対策のための自然エネルギー目標の上積みを

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(代表 飯田哲也)

国内外で地球温暖化問題への懸念がますます高まりつつある中、日本の温室効果ガスは 1990 年度比 8.1%増 (05 年度速報値)といっこうに削減に向かわず、京都議定書目標達成計画の大幅な見直しは避けられない状況となっています。また、原油価格が歴史的な高値を維持し続ける背景には、世界全体の石油生産が近い将来にピークを迎えるのではないかとの懸念も高まりつつあります。

こうした情勢下で、1月29日の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会 RPS 法小委員会において、次期の新エネルギー等電気利用目標が示されたため、ここに「自然エネルギー促進法」推進ネットワークとして意見を表明します。

RPS 法小委員会報告書骨子(案)への意見

- 1 . 2014 年に 160 億 kW 時(1.77%)という目標水準は、水準として低すぎ、短期的すぎる 2014 年に 160 億 kW 時(1.77%)という目標水準は、事情を知る関係者からは予想外の高い水準と映りますが、当団体がかねてから提言しているとおり、新エネ RPS 法は、そもそも目標値が小さすぎ、目標期間が短すぎました。日本の現状が示しているように目標値の小ささは「抑制」として働き、目標期間の短さは投資回収を困難にさせ、投資を手控えさせます。 2020 年に一次エネルギーで 20%、電力では 30%水準を目指す欧州や北米のカリフォルニア州などと比較すれば、今回の目標水準も一桁小さく、また期間も短い問題は解決されていません。
- 2. 制度見直しの封印が禍根を遺した

昨年(2006年)前半に行われた RPS 法評価検討小委員会で、RPS という手法そのものの見直しは封印され、 経過措置の見直しだけに留まったことの悪影響がはっきりと表れました。電力会社からは費用負担の不公平 性が残り、自然エネルギー事業者から見れば RPS 法は無用にリスクを高めるだけの政策措置であり、政策評価としては効果が不確実な上に喧伝された経済効率性でも劣ります。あらためて制度の見直しが必要です。

- 3 . 小水力および地熱発電の定義問題も未解決で残った
  - 小水力発電と地熱発電は対象が拡大されましたが、不十分です。CDM などの定義との整合性や地方自治体が持つ小水力発電の規模から見て、対象規模を $1 \, \mathrm{T}\, \mathrm{kW}\, \mathrm{v}$  な拡大すべきと考えます。温泉水利用が追加された地熱発電も、バイナリー発電だけでなく、在来型の発電も対象に含めるべきです。
- 4 . 太陽光発電への措置は、評価できるが不十分だ

太陽光発電については、電力会社の余剰電力購入メニューの政策的な意義を認めつつ、RPS 価値を 2 倍とする措置が導入されました。これは、RPS 制度を効果的かつ戦略的に活用する側面からは、評価すべき措置です。ただし、「2 倍価値」では電力会社が余剰電力購入メニューを継続するのが精一杯であり、しかも 2010 年までは現行の措置が継続するため基本的な改善策とはなっていません。ドイツのような約 70 円 / kW 時を20 年間にわたって高額買い取りを保証する制度とは、経済的利益も制度的安定性も比較になりませんから、ドイツの太陽光発電導入量を日本が再逆転することは困難です。もう一段と踏み込んだ措置を期待します。今後の対応方策の提言

- 1. RPS 法と切り離して、地球温暖化対策のための目標値を上乗せすること(2020年で20%程度) 新エネRPS 法のもとでの目標値はこれで一段落しますが、現在、検証の進められている京都議定書目標達成 計画の追加対策として、最短でも2020年を目標年に、2020年で10%程度(水力・地熱を含めると20%程度) の高い目標値をRPS目標の上乗せで定めることを提言します。
- 2. その際、自然エネルギーに対する経済支援のあり方と費用負担を再考すること 今回の RPS 法小委員会報告書骨子(案)にも「民間の自主的取り組みをさらに活性化するための方策」が課題として書かれている。したがって、この上乗せ目標への経済支援のあり方としては、固定価格もしくは固定額支援への見直しに踏み込むことを提言します。同時に、幅広い国民負担のもとで達成するよう、現状の費用負担のあり方を抜本的に見直すことを提言します。
- 3. 自然エネルギーの熱利用およびバイオ燃料普及のための適切な制度検討を行うこと 以上に加えて、今回の RPS 法小委員会報告書骨子(案)にも言及されているとおり、電力分野以外の自然エネルギー利用として、熱利用およびバイオ燃料普及のための適切な制度検討が必要です。

以上

本件に関するお問合せ先:「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(GEN)

担当:飯田哲也、大林ミカ、畑直之

〒164-0001 東京都中野区中野 4-7-3、TEL:03-5318-3332、E-MAIL:gen@re-policy.jp、URL:http://www.re-policy.jp/